

# 阿南市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成30年3月30日

阿南市要綱第21号

改正 平成30年7月31日 阿南市要綱第40号

改正 平成30年9月26日 阿南市要綱第52号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項の規定に基づく阿南市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び地域支援事業実施要綱（地域支援事業の実施について（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）別紙。以下「地域支援要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、政令、省令及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）において使用する用語の例による。

(総合事業の目的)

第3条 総合事業は、阿南市（以下「市」という。）が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりの推進、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることの予防及びその社会参加の促進を図り、もって被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(総合事業の内容)

第4条 市長は、総合事業として次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業 法第115条の45第1項第1号の規定により実施する次に掲げる事業

ア 訪問型サービス 法第115条の45第1項第1号イに該当する次に掲げる事業

(ア) 阿南市介護予防訪問介護相当サービス 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）が同項の規定により行う省令第140条の63の6第1号イ、阿南市地域支援事業実施（平成29年阿南市要綱第4号。以下「市地域支援要綱」という。）及び阿南市指定介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成29年阿南市要綱第6号。以下「市人員等基準要綱」という。）第2章に定める基準により実施するサービス

(イ) 阿南市訪問型生活応援サービス 法第115条の45の3第1項の規定により指定事業者が行う省令第140条の63の6第2号、市地域支援要綱及び市人員等基準要綱第3章に定める基準により実施するサービス

(ウ) 阿南市ご近所ヘルパー 市地域支援要綱に規定する訪問型サービスB事業に規定するサービスとして阿南市ご近所ヘルパー事業実施要綱（平成30年阿南市要綱第22号）に定める基準により実施するサービス

イ 通所型サービス 法第115条の45第1項第1号ロに該当する次に掲げる事業

(ア) 阿南市介護予防通所介護相当サービス 法第115条の45の3第1項の規定により指定事業者が行う省令第140条の63の6第1号ロ、市地域支援要綱及

び市人員等基準要綱第4章に定める基準により実施するサービス

(イ) 阿南市はつらつデイサービス 法第115条の45の3第1項の規定により指定事業者が行う省令第140条の63の6第2号、市地域支援要綱及び市人員等基準要綱第5章に定める基準により実施するサービス

(ウ) 阿南市ご近所デイサービス 市地域支援要綱に規定する通所型サービスB事業に規定するサービスとして阿南市ご近所デイサービス事業実施要綱（平成30年阿南市要綱第19号）に定める基準により実施するサービス

ウ 介護予防ケアマネジメント 法第115条の45第1項第1号ニの規定により、総合事業によるサービス等を提供するために行う次に掲げるケアマネジメント

(ア) 介護予防ケアマネジメントA 介護予防支援と同様のケアマネジメント

(イ) 介護予防ケアマネジメントB サービス担当者会議及びモニタリングを省略したケアマネジメント

(2) 一般介護予防事業 法第115条の45第1項第2号の規定により実施する次に掲げる事業

ア 介護予防把握事業 地域支援要綱別記1第2(2)イ(ア)による事業

イ 介護予防普及啓発事業 地域支援要綱別記1第2(2)イ(イ)による事業

ウ 地域介護予防活動支援事業 地域支援要綱別記1第2(2)イ(ウ)による事業

エ 一般介護予防事業評価事業 地域支援要綱別記1第2(2)イ(エ)による事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業 地域支援要綱別記1第2(2)イ(オ)による事業

(対象者)

第5条 介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「要支援者等」という。）とする。

(1) 居宅要支援被保険者（法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）

(2) 事業対象者（市内に住所を有する第1号被保険者であって、介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める件（平成27年厚生労働省告示第197号）様式第1の質問項目に対する回答の結果に基づき、同告示様式第2に掲げるいずれかの基準に該当する者をいう。以下同じ。）

2 一般介護予防事業の対象者は、市内に住所を有する第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者とする。

(利用方法等)

第6条 要支援者等が、第4条第1号ア又はイに規定する事業を利用するときは、同号ウに規定する介護予防ケアマネジメントを受けなければならない。

2 介護予防ケアマネジメントを受けることを希望する者は、介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（以下「届出書」という。）をサービス開始日までに市長に提出するものとする。

3 要支援者等から依頼を受けた法第115条の46第2項の規定により設置された地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）は、介護予防及び日常生活支援を目的として、省令第140条の62の3の規定により、総合事業、市の実施する他の保健福祉事業、民間企業により提供される生活支援サービスを含め、要支援者等の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助

を行うものとする。

(被保険者証等の発行)

第7条 市長は、届出書の提出があったときは、介護保険被保険者証又は介護保険資格者証及び介護保険負担割合証を発行するものとする。

(利用開始及び終了)

第8条 第4条第1号ア又はイに規定する事業の利用の開始は、届出書に記載されたサービス開始年月日からとする。

2 第4条第1号ア又はイに規定する事業の利用の終了は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までとする。

(1) 居宅要支援被保険者については、要支援認定の有効期間の満了する日とする。

(2) 事業対象者が要介護認定を受けた場合については、要介護認定の認定年月日の前日までとする。

(3) 前2号の規定にかかわらず、前2号に規定する日前までに当該サービスの終了を申し出た場合は、当該終了の日までとする。

(総合事業の実施方法)

第9条 第4条第1号ア及びイに掲げる事業は、市が自ら実施する方法によるほか、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる方法により実施できるものとする。

(1) 阿南市介護予防訪問介護相当サービス、阿南市訪問型生活応援サービス、阿南市介護予防通所介護相当サービス及び阿南市はつらつデイサービスの事業 指定事業者による実施

(2) 阿南市ご近所ヘルパーの事業 法第115条の47第4項の規定により、省令第140条の69に定める基準に適合する者が、市から総合事業の実施について委託を受ける者による実施

(3) ご近所デイサービスの事業 省令第140条の62の3

第1項第2号の規定により補助その他の支援を受ける者による実施

- 2 第4条第1号ウに規定する介護予防ケアマネジメントは、支援センターが実施する。ただし、支援センターは、これを居宅介護支援事業所に委託することができるものとする。

(事業者指定の基準等)

第10条 省令第140条の63の6に規定する市が定める基準は、人員等基準要綱及び阿南市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱（平成29年阿南市要綱第7号）の定めるところによる。

(指定事業者により実施する場合におけるサービス事業に要する費用の額)

第11条 阿南市介護予防訪問介護相当サービス、阿南市訪問型生活応援サービス、阿南市介護予防通所介護相当サービス及び阿南市はつらつデイサービスの事業に要する費用の額は、別表第1のとおりとする。

- 2 介護予防ケアマネジメントの事業に係る費用の額は、別表第2のとおりとする。

(指定事業者により実施する場合におけるサービス事業費の支給)

第12条 市長は、要支援者等が阿南市介護予防訪問介護相当サービス、阿南市訪問型生活応援サービス、阿南市介護予防通所介護相当サービス及び阿南市はつらつデイサービスの事業を利用したときは、当該要支援者等に対し第1号事業支給費（法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費をいう。以下同じ。）を支給する。

- 2 前項の規定による第1号事業支給費の額は、前条第1項の規定により算定した額の100分の90に相当する額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、要支援者等が法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者である

ときは、その100分の80に相当する額とする。

- 4 前2項の規定にかかわらず、要支援者等が法第59条の2第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者であるときは、その100分の70に相当する額とする。
- 5 前3項の規定にかかわらず、災害の発生その他の特別の事情があることにより、阿南市介護予防訪問介護相当サービス、阿南市訪問型生活応援サービス、阿南市介護予防通所介護相当サービス及び阿南市はつらつデイサービスの事業に必要な費用を負担することが困難であると市長が認める場合における同項の規定の適用については、第2項中の「100分の90」とあるのは「100分の90から100分の100までの範囲内の割合」、第3項中「100分の80」とあるのは「100分の80から100分の100までの範囲内の割合」と、第4項中「100分の70」とあるのは「100分の70から100分の100までの範囲内の割合」とすることができる。
- 6 介護予防ケアマネジメントの事業に係る第1号事業支給費の額は、前条第2項の規定により算定した額の100分の100に相当する額とする。
- 7 要支援者等が指定事業者による阿南市介護予防訪問介護相当サービス、阿南市訪問型生活応援サービス、阿南市介護予防通所介護相当サービス及び阿南市はつらつデイサービスの事業を利用したときは、市長は、当該要支援者等が当該指定事業者を支払うべき当該事業に要した費用について、第1号事業支給費として当該要支援者等に支給すべき額の限度において、当該要支援者等に代わり、当該指定事業者を支払うものとする。
- 8 前項の規定による支払があったときは、要支援者等に対し第1号事業支給費の支給があったものとみなす。
- 9 第7項の規定による場合における第1号事業支給費の審査

及び支払に関する事務は、法第115条の45の3第6項の規定により徳島県国民健康保険団体連合会に委託して行う。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第13条 市長は、阿南市介護予防訪問介護相当サービス、阿南市訪問型生活応援サービス、阿南市介護予防通所介護相当サービス及び阿南市はつらっデイサービスの事業について、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行うものとする。

2 法第61条及び第61条の2の規定は、高額介護予防サービス費等相当事業の利用者負担段階及び負担限度額等について準用する。

(支給限度額)

第14条 居宅要支援被保険者が阿南市介護予防訪問介護相当サービス、阿南市訪問型生活応援サービス、阿南市介護予防通所介護相当サービス及び阿南市はつらっデイサービスの事業を利用する場合の支給限度額は、要支援状態区分に応じ、法第55条第2項の規定に基づいて介護予防サービス費等区分支給限度基準額として厚生労働大臣が定める額（次項において「区分支給限度基準額」という。）について同条第1項の規定により算定した額とする。

2 事業対象者が阿南市介護予防訪問介護相当サービス、阿南市訪問型生活応援サービス、阿南市介護予防通所介護相当サービス及び阿南市はつらっデイサービスの事業を利用する場合の支給限度額は、要支援状態区分要支援1に係る区分支給限度基準額について法第55条第1項の規定により算定した額に相当する額とする。

(利用料)

第15条 要支援者等が阿南市介護予防訪問介護相当サービス、阿南市訪問型生活応援サービス、阿南市介護予防通所介護



相当サービス及び阿南市はつらつデイサービスの事業を利用したときは、第11条第1項の規定により算定された指定事業者により実施する場合におけるサービス事業に要する費用の額から第12条第1項から第5項までの規定により支給される第1号事業支給費の額を控除した額を利用料として当該指定事業者を支払うものとする。

- 2 要支援者等が阿南市ご近所ヘルパー及び阿南市ご近所デイサービスの事業を利用したときは、阿南市ご近所ヘルパー実事業実施要綱及び阿南市ご近所デイサービス事業実施要綱の規定に基づき利用料を支払うものとする。

(監査)

第16条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、指定事業者等に対して、監査を行うものとする。

- 2 前項の監査に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。